

官報公示文書

最低賃金の改正決定に関する公示

長崎労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第9号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成28年9月6日

長崎労働局長 大塚 崇史

第4号中「1時間694円」を「1時間715円」に改める。

## 長崎県最低賃金の改正について

- 1 適用する地域  
長崎県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 715円
- 5 この最低賃金において賃金に参入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
平成28年10月6日